

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

暴力を振るう、食事を与えない等の行為によって保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいる。

国は虐待の発生防止、早期発見に向けた対応を行ってきたが、悲惨な児童虐待は依然として発生し続けており、政府は、昨年3月の東京都目黒区での虐待死事件を受け、同年7月に緊急総合対策を取りまとめた。しかし、今年1月にも千葉県野田市で再び痛ましい虐待死事件が発生している。

その後、政府は、児童のしつけに際し、体罰を加えることを禁止するとともに、児童相談所の体制強化などを図る児童福祉法等改正案を提出し、民法上の懲戒権や子どもの権利擁護のあり方についても施行後2年をめぐりに検討を加え、必要な措置を講ずるとしている。

目黒区及び野田市の事件は、関係機関が状況を把握していながら救えなかったと言われており、二度とこのような事件が起こらないよう、児童相談所、学校、警察などが連携を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤーといった専門家の配置を進めていくことが急務である。

また、目黒区の事件においては、地域を隔てた児童相談所間の引き継ぎにおくれが見られたことが、問題点の一つとして指摘されており、全国の関係機関で速やかに情報共有を行う仕組みづくりをしていかなければならない。

さらに、野田市の事件においては、虐待を受けていた児童の母親も夫からのDVを受けていたとも言われており、DV被害と虐待に苦しむ家庭を一体的に支援していくことが必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 しつけによる体罰は要らないという認識を社会全体で共有できるよう周知啓発に努めるとともに、民法上の懲戒権や子どもの権利擁護のあり方についても速やかに結論を出すこと。
- 2 学校における虐待防止体制の構築や関係機関相互の連携強化を図るとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー配置のための財政的支援を行うこと。
- 3 虐待防止のための情報共有システムを全ての都道府県・市町村で速やかに構築できるよう対策を講ずるとともに、全国統一の運用ルールや基準を国において速やかに定めること。
- 4 児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化し、児童虐待とDVの双方から親子を守る仕組みづくりを進めるとともに、児童相談所の体制整備や妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの体制強化に向けた推進策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月1日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長
警察庁長官

} 宛 (各 通)